

FORM PTO-1595
(Rev. 6-93)

RECORDATION FORM COVER SHEET
PATENTS ONLY

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

OMB No. 0651-0011 (exp. 4/94)

HSML- 10873.879US01, 1288USWO, 1394US01, 1600USWO, 1603USWO & 1659US01

To the Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):

Nippon Sheet Glass Co., Ltd.
7-28, Kitahama 4-chome, Chuo-ku
Osaka-shi, Osaka 541-8559
Japan

2. Name and address of receiving party(ies):

Nippon Sheet Glass Company Limited
2-1-7 Kaigan, Minato-ku
Tokyo 105-8552
Japan

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance:

☐ Assignment ☐ Merger
☐ Security Agreement ☐ Change of Name
☒ Other: Assignee Address Change

Execution Date: July 12, 2005

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is:

A. Patent Application No.(s)

10/068,166 10/765,309 10/528,521
10/654,396 10/522,046 10/519,817

B. Patent No.(s)

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Douglas P. Mueller
Address: Hamre, Schumann, Mueller & Larson P.C.
P. O. Box 2902-0902
Minneapolis, MN 55402

6. Total number of applications and patents involved: 6

7. Total fee (37 CFR 3.41): \$240

☐ Enclosed
☒ Authorized to be charged to Deposit
Account No. 50-3478.

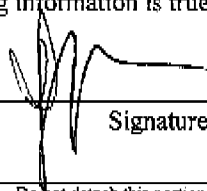
8. Please charge any additional fees or credit any overpayments to our Deposit account number:

Statement and signature:

DO NOT USE THIS SPACE

9. To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Douglas P. Mueller
Name of Person Signing



Signature

November 22, 2005
Date

Total number of pages including attachments and document: 10

Do not detach this portion

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:

Commissioner of Patents and Trademarks
Mail Stop Assignments
P. O. Box 1450
Alexandria VA 22313-1450

Public burden reporting for this sample cover sheet is estimated to average about 30 minutes per document to be recorded, including time for reviewing the document and gathering the data needed, and completing and reviewing the sample cover sheet. Send comments regarding this burden estimate to the U.S. Patent and Trademark Office, Office of information systems, PK2-1000C, Washington, D.C. 20231, and to the Office of Management and Budget, Paperwork Reduction Project (0651-0011), Washington, D.C. 20503.

52835

PATENT TRADEMARK OFFICE

700226673

PATENT
REEL: 017050 FRAME: 0859

CH \$240.00 503478 10068166

2-1-7 Kaigan, Minato-ku, Tokyo
NIPPON SHEET GLASS COMPANY LIMITED
Legal entity number: 0104-01-054474

Registration matters	Relocation of its head office from 4-7-28 Kitahama, Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka on July 1, 2004 Registered on July 12, 2004
-------------------------	---

This is a written notice for certificating all the matters recorded on the
register and not be closed.

October 17, 2005
Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch
Registrar: Takao SUGITANI

履歴事項全部証明書

東京都港区海岸二丁目1番7号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

商 号	日本板硝子株式会社
本 店	東京都港区海岸二丁目1番7号
公告をする方法	日本経済新聞に掲載して行う。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.nsg.co.jp
会社成立の年月日	大正7年11月22日
目 的	1. 各種硝子製品の製造並びに販売 2. 各種合成樹脂製品の製造並びに販売 3. 各種土木建築材料の製造並びに販売 4. 各種住宅、住宅用設備機器及び室内外装飾用品の製造並びに販売 5. 各種光学機械器具、医療機械器具、光通信機械器具及びこれらの部分品、付属品の製造並びに販売 6. 各種環境保全用機器及びこれに関連する材料の製造並びに販売 7. 液晶表示装置の製造並びに販売 8. 磁気ディスクの製造並びに販売 9. 土木建築工事及び前各号に関連する工事の設計、監理並びに施工 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 11. コンピューター・ソフトウェアの開発、販売並びに情報処理サービスの提供 12. 情報通信システムに関する企画、開発、運用並びにコンサルティング 13. 企業経営全般に関するコンサルティング並びに計業事務の代行 14. 企業における能力開発、教育訓練に関する事業 15. 労働者派遣事業 16. ガラス及びセラミックスの試験、分析、評価、調査、研究の受託 17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務 18. 金銭の貸付、債務の保証 19. 前各号に付帯関連する事業
一単元の株式の数	1000株
発行する株式の総数	11億5000万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4億4394万6452株

PATENT

REEL: 017050 FRAME: 0861

東京都港区海岸二丁目1番7号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

資本の額	金410億6096万1370円		
名義書換代理人の 氏名及び住所並び に営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部		
役員に関する事項	取締役	出 原 洋 三	平成16年 6月29日重任
	取締役	出 原 洋 三	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	阿 部 友 昭	平成16年 6月29日重任
	取締役	阿 部 友 昭	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	藤 本 勝 司	平成16年 6月29日重任
	取締役	藤 本 勝 司	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
取締役	永 井 勲	平成16年 6月29日重任	
		平成17年 6月29日退任	
		平成17年 7月 4日登記	
取締役	仁 田 昌 邦	平成16年 6月29日重任	
取締役	仁 田 昌 邦	平成17年 6月29日重任	
		平成17年 7月 4日登記	

PATENT

REEL: 017050 FRAME: 0862

東京都港区海岸二丁目1番7号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

	取締役	近藤 敏和	平成16年 6月29日重任
	取締役	近藤 敏和	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	倉内 憲孝	平成16年 6月29日重任
	(社外取締役)		
	取締役	倉内 憲孝	平成17年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成17年 7月 4日登記
	取締役	泉 一行	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月 4日登記
	取締役	奥村 晃三	平成17年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成17年 7月 4日登記
	東京都練馬区関町南四丁目5番14号 代表取締役 出原 洋三		平成16年 6月29日重任
	東京都練馬区関町南四丁目5番14号 代表取締役 出原 洋三		平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目17番5号 代表取締役 阿部 友昭		平成16年 6月29日重任
	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目17番5号 代表取締役 阿部 友昭		平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	東京都世田谷区野毛三丁目10番18号 代表取締役 藤本 勝司		平成16年 6月29日就任
	東京都世田谷区野毛三丁目10番18号 代表取締役 藤本 勝司		平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月 4日登記
	監査役	一戸 清彦	平成15年 6月27日就任

PATENT

東京都港区海岸二丁目1番7号
 日本板硝子株式会社
 会社法人等番号 0104-01-054474

	監査役 田 中 曜 吾	平成16年 6月29日就任
	監査役 内 ケ 崎 功	平成15年 6月27日就任
	監査役 大 井 尚 一	平成15年 6月27日重任
新株予約権	2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 4600個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 ①種類 当社普通株式 ②数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 ②転換価額は、当初542円とする。 ③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、自己株式数を除く）をいう。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 新株予約権を行使することができる期間 2004年5月20日から2011年5月6日の営業終了時（行使請求地時間）までとする。	

PATENT

REEL: 017050 FRAME: 0864

東京都港区海岸二丁目1番7号
日本板硝子株式会社
会社法人等番号 0104-01-054474

	新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 消却事由は定めない。
	第1回新株予約権 新株予約権の数 455個（新株予約権1個につき普通株式1000株。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 45万5000株 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株につき418円 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に上記に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、時価を下回る価額をもって新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行1株当たり払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成26年6月28日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

PATENT

REEL: 017050 FRAME: 0865

東京都港区海岸二丁目1番7号
日本板硝子株式会社
会社法人等番号 0104-01-054474

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者が上記に定める条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき並びに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で消却することができる。

平成16年 8月 6日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

495個（新株予約権1個につき普通株式1000株。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 49万5000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株につき466円

新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に上記に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ & \text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}} \end{aligned}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成27年6月28日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。

PATENT

REEL: 017050 FRAME: 0866

東京都港区海岸二丁目1番7号

日本板硝子株式会社

会社法人等番号 0104-01-054474

	平成16年9月29日転換請求期間満了 平成16年10月 1日登記
会社分割	東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号日本無機株式会社から分割 平成16年10月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成16年7月1日大阪市中央区北浜四丁目7番28号から本店移転 平成16年 7月12日登記

これは登記簿に記録されている開鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成17年10月17日

東京法務局港出張所

登記官

杉谷 貴 勇

PATENT

RECORDED: 11/22/2005

REEL: 017050 FRAME: 0868